

取市発第529号
平成30年2月28日

取手市議会議長
入江洋一 殿

取手市長 藤井信吾

議案の一部訂正について

取市発第515号（平成30年2月22日付け）をもって送付した「議案第18号 取手市都市公園条例の一部を改正する条例について」の一部に誤記箇所がありましたので、下記のとおり訂正をしていただくようお願い申し上げます。

記

次の表の訂正前の欄に掲げる内容を同表の訂正後の欄に掲げる内容に訂正願います。

訂正後	訂正前
2 ページ (使用料の徴収) 第11条 使用料は、 <u>前条第1項に規定する許可の際徴収する。ただし、当該許可の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の使用料は、毎年度、当該年度分を4月末日までに徴収することができる。</u>	2 ページ (使用料の徴収) 第11条 使用料は、 <u>前条第1項に規定する許可の際徴収する。ただし、当該許可の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の使用料は、毎年度、当該年度分を4月末日までに徴収する。</u>
2 (略)	2 (略)

議案第18号

取手市都市公園条例の一部を改正する条例について

取手市都市公園条例（昭和62年条例第36号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成30年3月1日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

都市公園法施行令が改正されたことに伴い、市民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準及び運動施設の敷地面積に関する基準を政令を参酌して市の条例で定めるとともに、許可期間が複数年度にわたる使用料の徴収方法の明確化その他所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものです。

取手市都市公園条例の一部を改正する条例

取手市都市公園条例（昭和62年条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(市民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準)</p> <p>第1条の4 市の区域内に設置する都市公園の市民1人当たりの敷地面積の標準は、<u>10平方メートル(市の区域内に都市緑地法(昭和48年法律第72号)第55条第1項若しくは第2項の規定による市民緑地契約又は同法第63条に規定する認定計画に係る市民緑地(以下この条において「市民緑地」という。))が存するときは、10平方メートルから当該市民緑地の住民1人当たりの敷地面積を控除して得た面積)以上とし、市街地に設置する都市公園の当該市街地の市民1人当たりの敷地面積の標準は、<u>5平方メートル(当該市街地に市民緑地が存するときは、5平方メートルから当該市民緑地の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積を控除して得た面積)以上とする。</u></u></p> <p>(運動施設の敷地面積に関する基準)</p> <p>第1条の7 <u>令第8条第1項の条例で定める一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の50とする。</u></p> <p>(使用料の徴収)</p> <p>第11条 使用料は、<u>前条第1項に規定する許可の際徴収する。ただし、当該許可の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の使用料は、毎年度、当該年度分を4月末日までに徴収する。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(市民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準)</p> <p>第1条の4 市の区域内に設置する都市公園の市民1人当たりの敷地面積の標準は<u>10平方メートル以上とし、市街地に設置する都市公園の当該市街地の市民1人当たりの敷地面積の標準は5平方メートル以上とする。</u></p> <p>(使用料の徴収)</p> <p>第11条 使用料は、<u>都市公園の占用、第2条第1項各号に掲げる行為又は有料公園施設の使用の許可の際徴収する。</u></p> <p>2 (略)</p>

第32条 法第5条の11の規定により市長に代わってその権限を行う者は、前3条の適用については、市長とみなす。

別表第2(第10条関係)

1 都市公園を占有する場合

占有物件	単位	金額 (円)
電柱類の部から標識類の部まで	(略)	(略)
<u>法第7条第1項第3号</u> に掲げるもの	(略)	(略)
<u>法第7条第1項第4号</u> に掲げるもの	(略)	(略)
<u>法第7条第1項第6号</u> に掲げるもの	(略)	(略)
<u>令第12条第2項第7号又は第8号</u> に掲げるもの	(略)	(略)

2 から 4 まで (略)

第32条 法第5条の3の規定により市長に代わってその権限を行う者は、前3条の適用については、市長とみなす。

別表第2(第10条関係)

1 都市公園を占有する場合

占有物件	単位	金額 (円)
電柱類の部から標識類の部まで	(略)	(略)
<u>法第7条第3号</u> に掲げるもの	(略)	(略)
<u>法第7条第4号</u> に掲げるもの	(略)	(略)
<u>法第7条第6号</u> に掲げるもの	(略)	(略)
<u>令第12条第7号又は第8号</u> に掲げるもの	(略)	(略)

2 から 4 まで (略)

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。